

岩手県告示第25号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 北上市和賀町横川目地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和7年10月10日から令和8年1月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 路線測量及び現地測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 北上市北鬼柳地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和7年10月24日から令和8年1月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 路線測量及び現地測量